



全ト協発第33号(企)
令和5年4月18日

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



「パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化」に関する再周知依頼について

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記「パートナーシップ構築宣言」については、政府において、成長と分配の好循環の実現、我が国経済の持続的成長に向けて取り組んでおり、このためには各事業者が、取引先との間で共存共栄の関係、パートナーシップを構築し、サプライチェーン全体での付加価値拡大のための新たな取り組みが重要であるとの趣旨で、内閣府・中小企業庁において宣言の拡大に向け本宣言を周知・依頼されておりましたが、昨今の厳しい経済状況も踏まえ、更なる宣言数の拡大を図るべく、改めて、別添のとおり国土交通省自動車局貨物課より、本制度の周知と、未宣言企業による検討がなされるよう、周知依頼がまいりました。

つきましては、令和4年6月16日付「パートナーシップ構築宣言」に関する周知依頼（全ト協発第132号（企））において周知依頼をお願いしておりますが、改めて、貴協会ホームページや会報誌等を通じ、傘下会員事業者に対し積極的に宣言について検討いただくよう、周知にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

<参考>

パートナーシップ構築宣言ホームページ（宣言企業のメリット）

[情報コーナー：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト \(biz-partnership.jp\)](https://biz-partnership.jp)

パートナーシップ構築宣言ホームページ（宣言の公表方法）

[概要・登録方法：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト \(biz-partnership.jp\)](https://biz-partnership.jp)

パートナーシップ構築宣言ホームページ（登録企業リスト）

[登録企業リスト：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト \(biz-partnership.jp\)](https://biz-partnership.jp)

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会企画部

電話：03-3354-1037、FAX：03-3354-1019

事 務 連 絡
令和5年4月11日

(公社) 全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局貨物課

パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化について（再周知）

現在政府においては、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の普及促進に向けた取組を推進しているところです。

標記については、昨年4月27日付で、宣言の普及や着実な実施についてお願いさせていただいたところですが、政府においても、宣言拡大に向け、補助金におけるインセンティブ措置や優良事例の表彰など、宣言拡大に向けた取組を進めているところです。

また、本年3月22日に開催された「第8回物価・賃金・生活総合対策本部」において、西村経済産業大臣より、「パートナーシップ構築宣言についても、大企業への宣言の拡大と、調査、フィードバックを通じた実効性の向上だけでなく、地域への普及に力を入れていく。」旨、発言がなされており、現在、各地方経済産業局を中心に地域における宣言拡大に向けた取組も進展しているところです。

こうした状況を踏まえ、①再度、傘下会員事業者の皆様に宣言拡大に向けた検討をお願いするとともに、②宣言済みの会員事業者に宣言内容の着実な実施を促すようお願いしたいと存じますので、改めて、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

【参 考】

○パートナーシップ構築宣言ホームページ（宣言企業のメリット）

<https://www.biz-partnership.jp/info.html>

○パートナーシップ構築宣言ホームページ（宣言の公表方法）

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>



パートナーシップ構築宣言について

経済産業省
中小企業庁事業環境部企画課
令和5年1月

「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、**新たな連携**（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) **下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「**未来を拓くパートナーシップ構築推進会議**」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等



製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた**、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

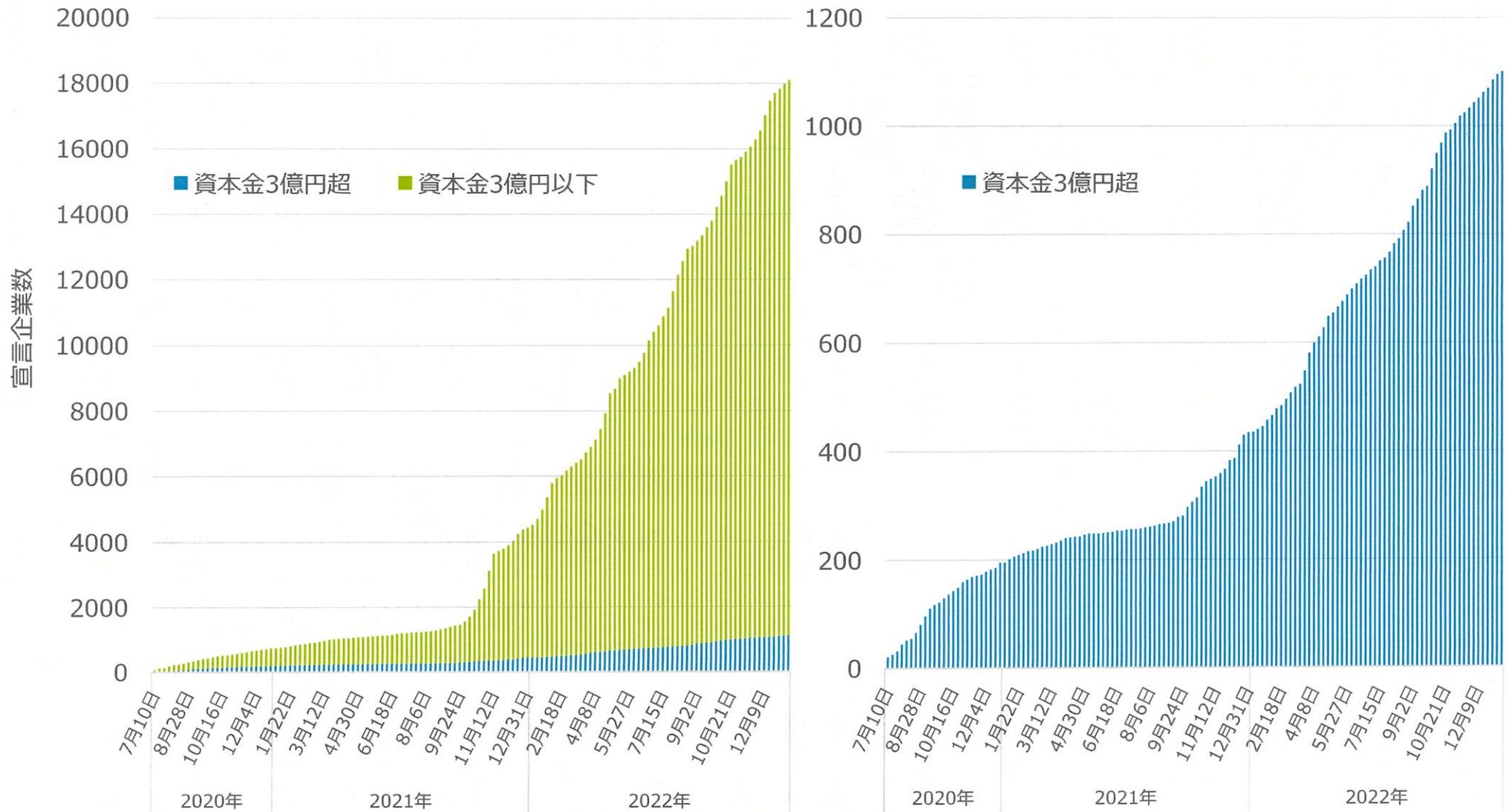
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2023年1月13日時点で**18,111社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**1,101社**）。

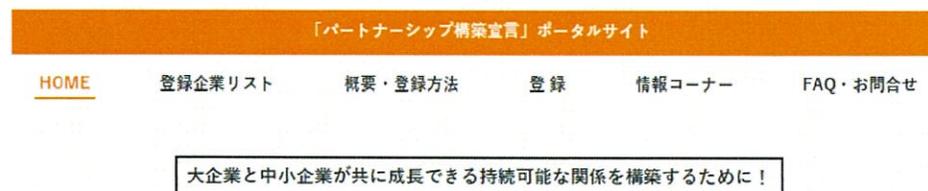
■宣言数の推移



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト 現在の登録数 11138 社	「パートナーシップ構築宣言」の 概要 登録方法	「パートナーシップ構築宣言」の 登録
-------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------

■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



(参考)「SDGs」の目標

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 13.気候変動に具体的な対策を
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②

- 資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、**賃上げ促進税制**を活用時に**宣言が必要**です。**2022年度から拡充**された税制は、**2023年3月末以降の税務申告から適用**されます。
- 様々な**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

■ 賃上げ促進税制

継続雇用者の**賃金**を引き上げた場合、増加分の**15%以上（最大30%）**を法人税額等から控除。

（適用期間：2022年 4月～2024年3月
に始まる事業年度）

【適用要件】

- 通常要件：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**3%以上**増えていること

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、上記の要件に加え、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要

- 上乗せ要件①：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**4%以上**増えていること
- 上乗せ要件②：教育訓練費の額が、前事業年度より**20%以上**増えていること

【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

税額控除率を**10%上乗せ**

税額控除率を**5%上乗せ**

マルチステークホルダー方針の中で、**パートナーシップ構築宣言を公表していることが必要**

■ 補助金における加点措置の一例

① 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

➔ **省エネルギー設備**に入れ替える企業を支援

② 事業再構築補助金

➔ 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援。

③ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

➔ 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中堅・中小企業等の**設備投資等**を支援。

④ コンテンツ海外展開促進・基盤強化支援事業

➔ **収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上を行うコンテンツに関するイベントの実施に関する費用等**を支援。

※ 加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義③

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。
- **また、コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「**パートナーシップ構築宣言**」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則2-3④ 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 (CGSガイドライン)

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂CGSガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を**行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

パートナーシップ構築シンポジウム

- パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、意義の浸透、実効性の向上と、サプライチェーン全体での協力拡大に向けた機運醸成を目的としたシンポジウムを初めて開催。
- 経済産業大臣賞を新たに創設し、グリーン化や人材マッチングなど、新たな連携に取り組む優良事例の表彰・紹介なども行った。

日時：2022年11月25日（金）16:00～17:30

会場：ベルサール虎ノ門
※オンライン配信を組み合わせたハイブリッド形式

主催：経済産業省

後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所

参加実績：会場 約100名、オンライン 約1,300名（企業の調達担当、渉外、経営企画等が中心）



プログラム

- 16:00-16:05 開会挨拶（経済産業大臣 西村 康稔）
- 16:05-16:10 パートナーシップ構築宣言に関する経済産業省の取組（角野長官）
- 16:10-16:25 基調講演（オムロン(株) 立石 文雄 取締役会長）
- 16:25-16:40 優良企業の表彰（審査委員長 伊藤 邦雄 一橋大学名誉教授）
- 16:40-17:05 優良な取組事例の紹介（大臣賞:花王(株)、中小企業庁長官賞:(株)日立システムズ）
- 17:05-17:10 閉会挨拶（日本商工会議所 小林 健 会頭）

表彰企業の取組概要

経済産業大臣賞：花王(株)

- 花王グループは、2019年4月にESG戦略「Kirei Lifestyle Plan」を策定し、**ESG調達を推進**。
- **主要なサプライヤーについて**、国際的な評価枠組みである、CDPサプライチェーンプログラムやSedexへの回答を促し、**アセスメント結果を花王独自の視点からフィードバックすることで、ESG活動への支援を実施**。
- また、**サプライヤーとの情報共有・意見交換、表彰の場として「ベンダーサミット」を毎年開催**。

中小企業庁長官賞：(株)日立システムズ

- IT業界においては、**優れた技術力をもったデジタル人財の確保が課題**となっており、**パートナー企業と連携して解決**に取り組んでいる。
- **パートナー企業の人財のスキルマップ情報と、同社のプロジェクト情報を組み合わせて、マッチングする「人財マッチング」の取組を推進**。
- マッチングにつながる**ニーズの高いスキル情報をパートナー企業に共有**するとともに、**パートナー企業の社員向けにも教育機会を提供**。

経済三団体連名のパートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた要請

- 2023年1月13日に、**日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会**は連名で、要請『**「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて**』を取りまとめ、会員事業者等に周知した。

■ 要請の要旨

1. 「パートナーシップ構築宣言」の積極的な宣言・実行・見直し・普及

- ・積極的な宣言・公表と、社内体制を明確にした確実な実行。下請中小企業振興法の振興基準等を踏まえた見直し。
- ・直接の取引先を通じてその先の取引先へ働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ） ことにより、実効性確保と社会全体への浸透。

2. 公正・適正な取引の徹底

- ・宣言の趣旨および自社の宣言内容の自社調達部門等の取引現場への浸透、取引先への明示。
- ・受注側企業におけるコスト上昇分について、積極的な価格協議と、取引対価への円滑な反映。
- ・約束手形の利用をできる限り廃止、現金により支払うよう努める。
- ・下請取引においては、60日以内の支払いを徹底。

3. サプライチェーン全体の成長に向けた取組み

- ・業界内において依るべき優良な取引慣行について体系的な改善サイクルを確立。 等

要請の全文(日商HP) : https://www.jcci.or.jp/20230113_written-request.pdf

宣言の作成・登録方法

宣言文の作成（ひな形①）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
（原則引用）

取組状況に応じ
1つ以上選択し、
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は
定型（引用）※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない
場合は②不要

宣言文の作成（ひな型②）

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は
定型（引用）
内容はひな形を元に
作成

任意

代表者名で署名



詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧ください。
ご不明点は担当にお問い合わせください。

登録の流れ

- 宣言の登録はポータルサイト上で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文の作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。（宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。）

① ページ上部のメニューから「登録」をクリック

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

② ひな型をダウンロードし、宣言文を作成 (宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。)

③ 企業名や業種等、必須項目に入力

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

HOME > 登録

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

ひな形 記載見本 記載要領

企業名 ※法人格と社名の間は空けないでください。 **必須** 例：株式会社パートナーシップ構築宣言

企業名(ふりがな) ※法人格は入力しないでください。 **必須** 例：ぱーとなーしっぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)

法人番号 ※詳細は国税庁HPをご覧ください。
※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。 **必須** 例：1234567890123 (13桁の半角数字)
 個人事業主

主な業種 (売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選) **必須** 選択してください

【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】

■「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について **必須**

「ひな形」の「2.「振興基準」の遵守」の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型(主に製造業における金型等)を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。

型管理の有無について確認しました

④ 作成した宣言文をPDF化し、アップロード

⑤ 入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

■「パートナーシップ構築宣言」のアップロード **必須**

「ファイルを選択」選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

※作成された宣言文中に、タイトル「パートナーシップ宣言」の後に赤字で例示されている「のひな形」の文字、文中に、※赤字で記載されている説明文、3. その他(任意記載)欄に赤字で記載されている(例)文、以上の説明・例示箇所(いずれも赤字記載)が残っていないかご確認の上、アップロードしてください。

5 入力内容の確認

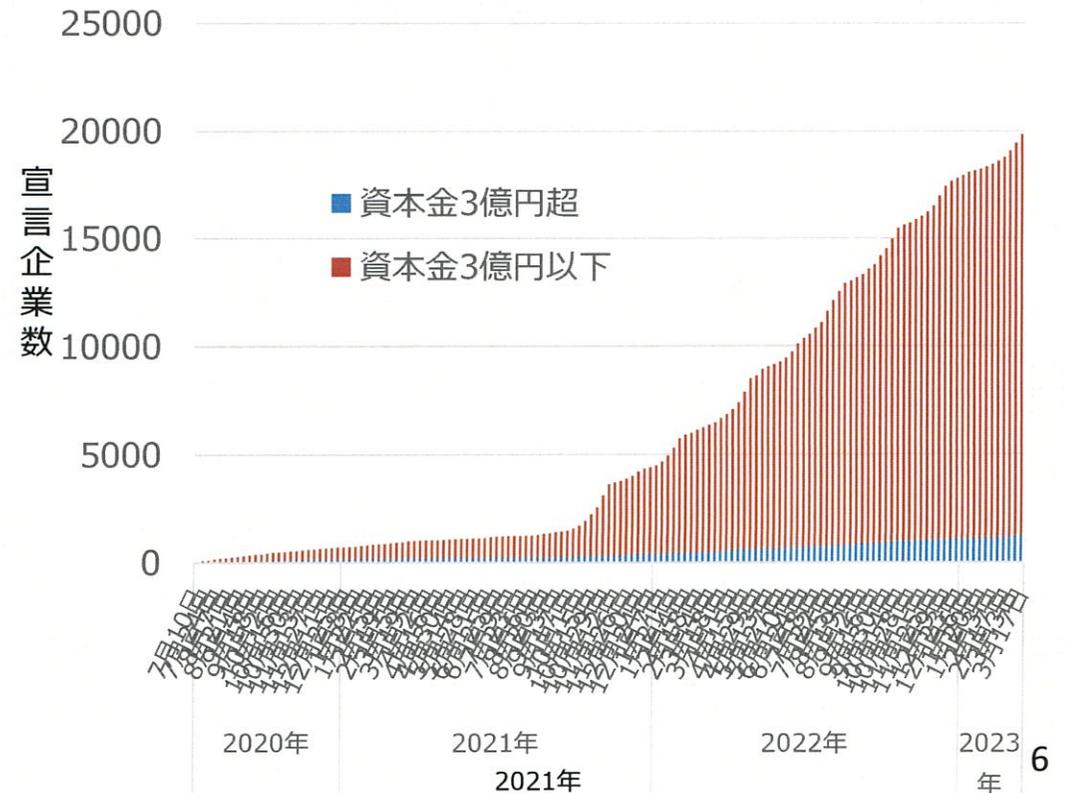
地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」は、3月17日時点で約19,850社が宣言済み。うち大企業（資本金3億円超）は、約1,200社。また、経団連会員企業の宣言は約3分の1。更なる宣言拡大に取り組む。
- 宣言の更なる拡大に向けて、先月、西村経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体の補助金での加点措置」など地域での取組が拡大しており、全国大に広げていく。

「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

宣言企業数の推移



北海道におけるパートナーシップ構築宣言の普及・促進に関する申し合わせ

令和5年2月6日

北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議構成員

申し合わせ

政府関係大臣(内閣府、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)、日本商工会議所会頭、日本経済団体連合会会長及び日本労働組合総連合会会長を構成員とした「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」は、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取組を普及・促進している。

本取組の拡大によってサプライチェーン全体で生産性を向上させ、その果実を働く人に賃金の形で分配することで、広く国民の所得水準を伸ばし、次の成長を実現していく「成長と分配の好循環」につなげていくことが極めて重要である。

北海道においては関係機関の総力を結集し、「パートナーシップ構築宣言」をより一層普及促進し、親事業者と下請事業者の適正な商慣行の定着や労務費や原材料・エネルギーコストの適切な価格転嫁を推進する。

- パートナーシップ構築宣言を道内企業へ広く浸透させるため、各機関の所掌の範囲の中で周知等を行い、宣言企業の拡大を目指す。
- パートナーシップ構築宣言の実効性を確保するため、支援制度(※)、講習会・セミナーなど支援施策等の情報を広く発信する。

(※) 各構成機関の支援制度は別紙参照

■各構成機関の支援制度(インセンティブ等)**【北海道による支援措置等】<新規>****●低利な道制度融資の対象に追加**

- ・道の中小企業向け融資制度の中でも低利な貸付区分である『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象に追加する。

●補助金審査時の加点措置

- ・道内中小企業の新分野・新市場への進出を支援する補助金である「中小企業競争力強化促進事業費補助金」の採択審査時に加点措置を行う。

●プロポーザル方式による契約における加点措置(経済部)

- ・企画提案内容の審査時に加点措置を行う。

●官公需における優先発注

- ・官公需施策の推進において、宣言をした中小企業の受注機会の確保に努めるとともに、関係機関に対しても趣旨を周知し、同様の配慮を働きかける。

【農林水産省による支援措置等】<新規/継続>**●輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業[加点措置]<継続>****●食品原材料調達安定化対策事業[加点措置予定]<新規>**

- ・ウクライナ情勢等に関連して価格が高騰している輸入食品原材料を使用している食品製造事業者等に対し、原材料切替等の原材料調達先の多角化や製造ラインの高効率化によるコスト削減等の取組を支援。

【国土交通省による支援措置等】<新規>**●モーダルシフト等推進事業[加点措置]**

- ・CO2の排出量の少ない鉄道、船舶輸送への転換(モーダルシフト)、省人化・自動化への転換・促進を支援。

【経済産業省による支援措置等】<継続>

● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（14次）[加点措置]

- ・中小企業者等が直面する制度変更（働き方改革・賃上げ・インボイス導入等）等に対応するため、中小企業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援。

● 事業再構築補助金（第8回）[加点措置]

- ・新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再構築、又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を支援。

● 賃上げ促進税制 [必要要件]

- ・継続雇用者の賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、雇用者給与等支給増加額の一定割合を、法人税額又は所得税額から控除。